

事業用電気通信設備の管理規程

事業用電気通信設備の管理規程

1

- 事業用電気通信設備の技術基準適合維持義務が適用される電気通信事業者は、電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するため、電気通信事故の事前防止や発生時に必要な取組のうち、技術基準等で画一的に定めることが必ずしも適当でなく、電気通信事業者ごとの特性に応じた自主的な取組により確保すべき事項を「管理規程」として定め、総務大臣に届け出なければならない。[法第44条]

管理規程に定める事項 (法第44条)

○事業用電気通信設備の管理の**方針**に関する事項

○事業用電気通信設備の管理の**体制**に関する事項

○事業用電気通信設備の管理の**方法**に関する事項

○電気通信設備統括管理者の選任に関する事項

電気通信事業者が定める管理規程

(施行規則第29条(下線部分は告示も含む)に基づく内容)

〇〇株式会社 事業用電気通信設備管理規程

組織の全体的かつ部門横断的な設備の管理の方針.....○
関係法令、管理規程その他の規定の遵守.....○
通信需要、相互接続等を考慮した設備の管理の方針.....○
災害を考慮した設備の管理の方針.....○
情報セキュリティの確保のための方針.....○

経営の責任者の職務.....○
電気通信設備統括管理者の職務.....○
電気通信主任技術者の職務及び代行.....○
各部門の責任者の職務に関すること.....○
各従事者の職務.....○
組織内の連携体制の確保.....○
組織外の関係者との連携及び責任分担.....○

基本的な取組.....○
設備の設計、工事、維持及び運用に従事する者に対する教育及び訓練等の実施.....○
設備の設計、工事、維持及び運用.....○
通信量の変動を踏まえた適切な設備容量の確保.....○
情報セキュリティ対策.....○
ソフトウェアの信頼性の確保.....○
重要通信の確保及びふくそう対策.....○
緊急通報の確保.....○
防犯対策.....○
取組の実施状況等現状の調査、分析及び改善.....○
ふくそう、事故、災害その他非常の場合の報告、記録、措置及び周知.....○
利用者の利益の保護の観点から行う利用者に対する情報提供.....○
事故の再発防止のための対策.....○

電気通信設備統括管理者の選任及び解任.....○
管理規程の見直し.....○
その他.....○

事業用電気通信設備の管理規程

2

- 事業用電気通信設備の管理規程に定める事項には、総務大臣が告示する以下の細目を含むものでなければならない。
[施行規則第29条第1項、総務省告示第67号]

一 事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に関すること	(1) 設備の設定におけるデータの誤設定及び誤入力防止並びに関連する設備間の設定の整合性に関すること。 (2) 設備の不具合を事前に発見するための設備の試験に関すること。 (3) 設備の冗長構成の確保、予備設備への切替動作の確認及び予備設備への切替不能時における対応に関すること。 (4) 工事の手順書の適切な作成及び遵守並びに着工前における工事の手順書及び内容の確認に関すること。 (5) 工事後の試験に関すること。 (6) 設備の変更の際にとるべき事項に関すること。 (7) 設備及び設備を設置する建築物等の基準及び指標に関すること。 (8) 将来の利用動向を考慮した設備計画の策定及び実施に関すること。 (9) 設備の導入後における設備の不具合発見のために行う監視の項目及び方法に関すること。 (10) 事故の防止を目的とした設備の監視データの分析に関すること。 (11) 経年劣化による自然故障等を考慮した設備の定期的な点検及び検査に関すること(予備設備への切替動作の確認に関することを含む。) (12) 設備を設置する建築物及び空気調和設備の定期的な保全点検に関すること。 (13) 維持及び運用の委託に関すること。 (14) 通信の秘密の確保に関すること。
二 ソフトウェアの信頼性の確保に関すること	(1) トラヒック増加等を踏まえた、組織内の関係部門及び委託先との連携を含めたソフトウェアの信頼性の確保に関すること。 (2) 商用に近い環境での試験に関すること。 (3) 定期的なソフトウェアのリスク分析及び更新に関すること。 (4) ソフトウェアの安全・信頼性の基準及び指標に関すること。
三 ふくそう、事故、災害その他非常の場合の報告、記録、措置及び周知に関すること	(1) 迅速な原因分析のための機器等の製造・販売等を行う者等との連携に関すること。 (2) 速やかな故障の検知及び故障設備の特定に関すること(サイレント故障への対処を含む。) (3) 障害の極小化対策に関すること。 (4) 故障設備に応じた定型的・類型的な応急復旧措置(一次措置)の速やかな実施に関すること。 (5) 一次措置が機能しない場合にとるべき措置(二次措置)の速やかな実施に関すること。 (6) 接続電気通信事業者との連携に関すること。 (7) サービス復旧のための手順及びとるべき措置に関すること。
四 利用者の利益の保護の観点から行う利用者に対する情報提供に関すること	(1) 情報提供の時期に関すること。 (2) 情報提供窓口、ホームページ等における情報掲載場所の明確化に関すること。 (3) 利用者が理解しやすい情報の提供に関すること。 (4) 情報提供手段の多様化に関すること。 (5) 速やかな情報提供のための関係者間の連携に関すること。
五 事故の再発防止のための対策に関すること	(1) 事故発生時の記録等に基づく事故の内容・原因の分析・検証に関する具体的な取組及び再発防止策の策定に関すること。 (2) 事故の内容・原因・再発防止策等、事故収束後の情報公開に関すること。 (3) 第三者による事故の検証に関すること。 (4) 事故の報告に関する制度の活用による管理規程の見直しに関すること。